



宮 崎 県 公 報

平成24年7月3日（火曜日）号外 第33号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

条 例

○宮崎県における事務処理の特例に関する条例の

一部を改正する条例……………（市町村課） 2

頁

○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………（衛生管理課） 3

○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例……………（港湾課） 5

○宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例……………（教育庁） 6

○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改

正する条例……………（警察本部） 7

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第41号）

1 改正の理由及び主な内容

ガス事業法などの一部改正に伴い、市長の権限として移譲された事務を条例から削除するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第42号）

1 改正の理由及び主な内容

食品、添加物等の規格基準の一部改正により生食用肉を加工調理する場合の規格基準が示されたことに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成24年10月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 改正の理由及び主な内容

細島港にガントリークレーンを増設すること等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行することとしました。

◎ 宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 改正の理由及び主な内容

育英資金の貸与額の選択制を導入するとともに、貸与を停止し、又は休止する場合の要件をより明確にするため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 改正の理由及び主な内容

風俗営業遊技機の型式の試験を行う指定試験機関の名称変更に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第41号

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県における事務処理の特例に関する条例（平成11年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事	市町村	事	市町村
[略]		[略]	
1の8	[略]	1の8	[略]
1の9	ガス事業法（昭和29年法律第51号）による次の事務（ガス用品の販売の事業を行う者に係るものに限る。） （1）第46条第1項の規定による報告の徴収に関すること。 （2）第47条第1項の規定による立入検査に関すること。 （3）第47条の2第1項の規定による提出の命令に関すること。		都城市
1の10～1の12	[略]	1の9～1の11	[略]
[略]		[略]	
14の5	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による次の事務 （1）第29条第1項の規定による指定に関すること。 （2）第32条第1項の規定による指定に関すること。 （3）第37条第1項の規定による指定の変更に関すること。 （4）第39条第1項の規定による指定の変更に関すること。 （5）第41条第1項の規定による指定の更新に関すること。 （6）第46条第1項の規定による届出の受理に関すること。 （7）第46条第2項の規定による届出の受理に関すること。 （8）第47条の規定による指定辞退の受理に関すること。 （9）第48条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定による命令、要求、質問及び立入検査に関すること。 （10）第49条第1項の規定による勧告に関すること。 （11）第49条第2項の規定による勧告に関すること。 （12）第49条第3項の規定による勧告に関すること。 （13）第49条第4項の規定による公表に関すること。 （14）第49条第5項の規定による措置命令に	14の5	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）による次の事務 宮崎市

<p>関すること。</p> <p>(15) 第49条第6項の規定による公示に関すること。</p> <p>(16) 第50条第1項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止に関すること。</p> <p>(17) 第51条の規定による公示に関すること。</p> <p>(18) [略]</p> <p>(19) 第56条第4項の規定による医療受給者証の返還（(18)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p>		<p>(1) [略]</p> <p>(2) 第56条第4項の規定による医療受給者証の返還（(1)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>18の9 [略]</p>		<p>18の9 [略]</p>	
<p>18の10 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による認定に関すること。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による認定に関すること。</p> <p>(3) 第4条第3項の規定による認定に関すること。</p> <p>(4) 第4条第6項の規定による認定に関すること。</p> <p>(5) 第4条第8項の規定による所管大臣との協議に関すること。</p> <p>(6) 第13条第1項の規定による報告の徴収に関すること。</p>	<p>宮崎市、都城市及び延岡市</p>		
<p>18の11 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）による次の事務</p> <p>(1) 第9条第1項の規定による認定（中小小売商業振興法（以下この項において「法」という。）第4条第1項から第3項まで及び第6項の規定による認定に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(2) 第9条第2項の規定による認定の取消し（法第4条第1項から第3項まで及び第6項の規定による認定並びに(1)の事務に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(3) 第9条第3項において準用する法第4条第8項の規定による所管大臣との協議に関すること。</p>	<p>宮崎市、都城市及び延岡市</p>		
<p>18の12～18の17 [略]</p>		<p>18の10～18の15 [略]</p>	
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第42号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成12年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 食品等の取扱いは、次に定めるところによること。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 食品及び添加物に有毒な又は有害な物質、異物及び原材料として使用していない特定原材料（<u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第21条第1項第1号</u>に規定する特定原材料をいう。）に由来するアレルギー物質が混入しないよう必要な措置を講ずるとともに、当該食品及び添加物にこれらの混入を認めた場合は、適切な措置を講ずること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>5～12 [略]</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 食品等の取扱いは、次に定めるところによること。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 食品及び添加物に有毒な又は有害な物質、異物及び原材料として使用していない特定原材料（<u>食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）第1条第2項第7号</u>に規定する特定原材料をいう。）に由来するアレルギー物質が混入しないよう必要な措置を講ずるとともに、当該食品及び添加物にこれらの混入を認めた場合は、適切な措置を講ずること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>5～12 [略]</p>
<p>別表第3（第3条関係）</p> <p>1 飲食店営業の施設は、次に定めるところによること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 食肉処理業の施設は、次に定めるところによること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>別表第3（第3条関係）</p> <p>1 飲食店営業の施設は、次に定めるところによること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）に限る。以下、この項、第11項及び第12項において同じ。）の加工を行う場合は、次に定めるところによること。</u></p> <p><u>ア 生食用食肉を取り扱う場所は、他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。</u></p> <p><u>イ 器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な専用の設備を設けること。</u></p> <p><u>ウ 生食用食肉が接触する設備及び器具は専用のものを設けること。</u></p> <p><u>エ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備で温度を正確に測定することができる装置を有しているものを設けること。</u></p> <p><u>オ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。この場合において、当該設備を原料肉及び加熱殺菌後の肉の双方に用いるときは、それぞれが区分されたものであること。</u></p> <p><u>(4) 生食用食肉の調理を行う場合は、前号アからウまでに定めるところによること。</u></p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 食肉処理業の施設は、次に定めるところによること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>2～10 [略]</p> <p>11 食肉処理業の施設は、次に定めるところによること。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(3) 生食用食肉の加工を行う場合は、次に定めるところによること。</p> <p><u>ア 生食用食肉を取り扱う場所は、他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。</u></p> <p><u>イ 器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な専用の設備を設けること。</u></p> <p><u>ウ 生食用食肉が接触する設備及び器具は専用のものを設けること。</u></p> <p><u>エ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備で温度を正確に測定することができる装置を有しているものを設けること。</u></p> <p><u>オ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。この場合において、当該設備を原料肉及び加熱殺菌後の肉の双方に用いるときは、それぞれが</u></p>

12 食肉販売業の施設は、次に定めるところによること。
 (1)・(2) [略]

区分されたものであること。
 (4) 生食用食肉の調理を行う場合は、前号アからウまでに定めるところによること。
 12 食肉販売業の施設は、次に定めるところによること。
 (1)・(2) [略]
 (3) 生食用食肉の加工を行う場合は、次に定めるところによること。
ア 生食用食肉を取り扱う場所は、他の設備と明確に区分された衛生的な場所であること。
イ 器具及び手指の洗浄及び消毒に必要な専用の設備を設けること。
ウ 生食用食肉が接触する設備及び器具は専用のものを設けること。
エ 加熱殺菌を行うために十分な能力を有する専用の設備で温度を正確に測定することができる装置を有しているものを設けること。
オ 加熱殺菌後の冷却を行うために十分な能力を有する専用の設備を設けること。この場合において、当該設備を原料肉及び加熱殺菌後の肉の双方に用いるときは、それぞれが区分されたものであること。
 (4) 生食用食肉の調理を行う場合は、前号アからウまでに定めるところによること。

13~34 [略]

13~34 [略]

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第43号

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第8条の2、第10条関係） [略]					別表第1（第8条の2、第10条関係） [略]				
2 施設使用料					2 施設使用料				
施設の 種別	単 位	金 額		摘 要	施設の 種別	単 位	金 額		摘 要
		外航船 舶	外航船 舶以外 の船舶				外航船 舶	外航船 舶以外 の船舶	
[略]					[略]				
荷役機 械	ダブルリンク式引込クレーン（揚力45トン） 使用時間30分につき		34,340円		荷役機 械		ガントリークレーン 使用時間30分につき 1号基 26,085円 2号基 27,410円		
	移動ホッパーのみ使用30分につき		4,930円						
	ガントリークレーン 使用時間30分につき		26,085円						
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 7 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第44号

宮崎県育英資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県育英資金貸与条例（昭和49年宮崎県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸与額等)</p> <p>第5条 育英資金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(貸与の停止)</p> <p>第7条 知事は、育英資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、育英資金の貸与を停止するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>学校を卒業する見込みがなくなったとき。</u></p> <p>(4) <u>その他育英資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。</u></p> <p>(貸与の休止)</p> <p>第8条 知事は、育英資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる期間の分の育英資金の貸与を休止するものとする。</p> <p>(1) 休学したとき 休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで</p> <p>(2) <u>進級できなかったため同一学年を重ねて履修するとき 同一学年を重ねて履修する期間</u></p>	<p>(貸与額等)</p> <p>第5条 育英資金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を<u>超えない範囲内において規則で定める額</u>とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(貸与の停止)</p> <p>第7条 知事は、育英資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、育英資金の貸与を停止するものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>休学したとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。</u></p> <p>(4) <u>連続する1月以上の欠席をしたとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。</u></p> <p><u>(5) 進級できなかったとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が育英資金の貸与を停止すべきであると認めるとき。</u></p> <p>(貸与の休止)</p> <p>第8条 知事は、育英資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる期間の分の育英資金の貸与を休止するものとする。</p> <p>(1) 休学したとき <u>（知事がやむを得ない理由があると認めるときに限る。）</u> 休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで</p> <p>(2) <u>連続する1月以上の欠席をしたとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときに限る。）</u> 欠席をした最初の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から出席を再開した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで</p> <p><u>(3) 進級できなかったとき（知事がやむを得ない理由があると認めるときに限る。）</u> 進級する日の前日まで</p> <p><u>(4) 留学したとき（知事が育英資金の貸与の継続を認めるときを除く。）</u> 留学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学した日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）まで</p> <p><u>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が育英資金の貸与を休止すべきであると認めるとき</u> 休止が適当であると認められる期間</p>

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年7月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第45号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
事務の種類	法律の規定	指定試験機関等	事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
1 風営法第20条第5項の規定に基づく風俗営業遊技機の型式の試験	[略]	財団法人保安電子通信技術協会	1 風営法第20条第5項の規定に基づく風俗営業遊技機の型式の試験	[略]	一般財団法人保安通信協会
[略]			[略]		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

